

平成 23 年 7 月 26 日

関係人 各位

更生会社株式会社武富士

管財人 小 畑 英 一

更生計画案・投票・弁済に関する Q & A

当職は、平成 23 年 7 月 15 日、更生債権者等の皆様に対する弁済方法を記載した更生計画案を東京地方裁判所に提出し、同月 22 日付で更生計画案を決議に付する旨の決定を受けました。今後、債権者の皆様には、書面投票により本更生計画案に対する同意・不同意のご判断を行っていただくこととなります。

更生計画案の内容や今後の更生手続に関し、以下のとおり、想定される質問及び回答を作成いたしましたので、ご確認いただきたく存じます。

なお、他の債権者から提出された更生計画案に関するご質問及び回答についても掲載しておりますので、併せてご確認下さい。

【項目】

1 . 今後の更生手続についてのご質問と回答	2 頁
2 . 本更生計画案についてのご質問と回答	2 頁
3 . 本更生計画案の決議についてのご質問と回答	6 頁
4 . 弁済についてのご質問と回答	7 頁
5 . 他の債権者から提出された更生計画案に関する質問と回答	8 頁

1. 今後の更生手続についてのご質問と回答

Q01 今後の更生手続の進行はどうか。

A01 債権者の皆様には、7月下旬から8月中旬頃に順次更生計画案の要旨が送付されますので、内容をご確認いただき、同封の投票用紙により、投票をお願いします。

投票の期限は、平成23年10月24日(必着)です。お早めの投票をお願いします。

なお、関係人集会において投票する方法は採用されていません。

投票の結果、更生計画案が可決され、裁判所から認可決定がなされた場合には、更生計画案の内容に従って債権者の皆様に対して弁済させていただくこととなります。

Q02 今から債権届出をすることはできないのか。

A02 本更生計画案については、平成23年7月22日付けで決議に付する決定(「付議決定」、会社更生法189条1項)がなされております。法律上、付議決定後は、債権の届出を行うことができないことになっております(同法139条4項)。

2. 本更生計画案についてのご質問と回答

Q03 弁済日は、具体的にいつ頃になるのか。

A03 本更生計画案では、弁済は2回予定されています。

第1回弁済については、更生計画認可決定から1年を経過する日の属する月の末日が弁済日となっております。

仮に平成23年10月末日に認可を受けますと、平成24年10月末日が弁済の期限となります。ただし、本更生計画案に同封しております「弁済受領口座指定書」を皆様に早期にご返送いただき、弁済の準備作業が順調に進めば、平成23年12月頃から順次弁済できる予定です。

今後の更生手続の進行状況や「弁済受領口座指定書」の到着状況により、上記予定より弁済が遅れることがあります。債権者の皆様には、「投票用紙」及び「弁済受領口座指定書」の早期のご提出にご協力いただきますようお願い申し上げます。

第2回弁済は、更生会社の全ての資産の換価等が終了した後に行う予定です。具体的な時点は未定です。

なお、資産の回収状況によっては、第2回弁済前に中間弁済をすることもあります。

Q04 第1回弁済の弁済率3.3%の根拠は？

A04 第1回弁済の弁済原資は、主にスポンサーから得られる資金のほか、スポンサーに譲渡するまでの営業貸付金の回収金、第1回弁済までに処分した不動産、美術品、有価

証券の売却代金等となります。

こうした資金から、今後の更生手続きの遂行のために必要となる共益債権の金額等を差し引くと、現在において確実に見込まれる弁済可能な資金は約 500 億円となります。それを更生債権の総額（約 1 兆 5000 億円）で除すると、第 1 回弁済の弁済率は 3.3%と算定されます。

Q05 スポンサーから得られる資金（会社分割の対価）は適正に算定されたものであるのか？更生会社の営業貸付金が不当に低く評価されていないか？

A05 更生会社の主要資産は営業貸付金であり、平成 23 年 3 月末時点における営業貸付金の時価評価額（財産評定後の金額）は、回収が困難であるとして貸倒処理された債権（償却済債権）の評価も含めて合計約 327 億円となっております。

スポンサーによる分割対価の計算の根拠となった評価基準日は平成 23 年 9 月末であり、同年 4 月からの 6 か月間に実質的に回収が見込まれる額を控除すると、平成 23 年 9 月末時点の営業貸付金の評価額は約 219 億円まで減少することが見込まれます。東日本大震災の影響もあり、営業貸付金の想定額はスポンサー募集時よりも減少しています。

なお、このように想定される営業貸付金その他の事業用資産（のれんの価値も含む）と、退職給付債務の承継等の負債とを含めた会社分割の対価として、スポンサーである A&P 社は、282 億円の払い込みを予定しております。

もとより、スポンサーである A&P 社から支払われる資金額は、A&P 社が算定したものでありますが、A&P 社は、2 次にわたる入札手続において、支援金額や従業員の維持、事業計画の実現可能性等に照らして、最も有利な条件を提示した候補者としてスポンサーに選ばれたものであります。

したがって、スポンサーから支払われる資金は適正に算定されたものと考えられます。

詳しくは、HP 上に掲載しております更生計画案（要旨）の第 1 の 3 の (5)（5 頁）をご覧ください。

Q06 その他の資産の処分状況について知りたい。

A06 更生会社は、すべての資産を売却して清算することになります。

すでに、価値のある美術品については全てオークション等にて売却し、有価証券も市場性のあるものは全て売却済みです。不動産については、昨年に売却手続を行ったものの売れ残ったものがほとんどであり、また、東日本大震災の影響を受けたことから、売却手続に遅れは生じていますが、順次売却していく予定です。

本社の土地建物についても、更生手続の目処がつくまでは本社移転に伴う事務作業の断絶を避けるため、売却を控えておりましたが、認可決定後に速やかに売却する予定で、間もなく入札参加者の募集を開始する予定です。子会社が所有する京都所在の不動産につきましても、入札を繰り返すなど売却が困難な物件でしたが、何とか売却の見込みが

たっております。

いずれの資産の処分につきましても、入札等の手続を踏みながら、調査委員とも事前協議し、裁判所の許可をいただいた上で適正な価格で売却をしており、今後も同様の手続を踏んで、適正な価格で売却する予定です。

Q07 経営責任追及の状況について詳しく教えて欲しい。

A07 経営責任調査委員会の調査結果およびこれに基づく役員等責任査定請求を行うのが相当との調査委員の意見に沿って、旧経営陣の一部に対して責任があるとされた金額の支払を求める通知書を発送しました。なお、任意の支払がされない場合には、旧役員に対する損害賠償請求の訴訟を提起する予定です。

Q08 第2回弁済について詳しく教えて欲しい

A08 第2回の弁済については、第1回弁済時点では未売却の資産の売却代金、法人税の還付請求による還付金、証券会社への損害賠償請求訴訟による賠償金、旧役員への損害賠償請求による賠償金、創業者株主への配当金返還請求による返還金等が原資となります。

これらは、未売却資産を除き、いずれも弁済原資となり得るかが訴訟等の結果によることになるものであるため、確定的な金額を算定するのは困難ですが、いずれも争いはあるものの法的に正当な根拠のある請求と考えています。また、今後売却される資産の売却代金もありますので、現時点で弁済率は未確定ではありますが、第2回弁済は実施できる見込みです。

Q09 本更生計画案が否決されても高い配当率は可能なのではないか？

いずれにせよ会社を清算するのであれば破産手続で清算するべきではないか？

A09 本更生計画案が否決された場合、破産手続に切り替わることとなり、以下の理由から、弁済率は相当程度低下することになることが想定されます。

破産手続に至ると、スポンサー契約が破棄され、スポンサーから資金は入ってきません。また、更生会社の最大の資産は営業貸付金ですが、会社更生法のもとではこれを会社分割の手法で包括的にスポンサーに承継させることが可能です。しかし、破産手続となれば、法的に個別の債権譲渡しかできず、すべての顧客（通知の送付を望まない方もすべて含みます）に貸金業法に定められた債権譲渡通知を郵送する必要が生じます。このような手続的な負担に加え、一般に、破産手続における債権譲渡では、従業員の士気の低下や解雇等により適切な債権管理が不可能となっているため、債権の劣化等を理由に債権譲渡の対価はその額面額から大幅な減額を余儀なくされるのが通常です。

さらに、このような債権譲渡に伴い、更生会社としても、通知発送に関する作業、債権譲渡に伴う膨大な問い合わせ対応や法定帳簿の確認および引渡し作業など、これまで以上に膨大な事務作業を新たに負担することになります。かかる事務作業の増加は、そ

のまま手続費用の増加につながり、債権者の弁済に充てられる金額はさらに減少することになります。

以上から破産手続に至った場合の清算配当率は 1.92%となると算定しております。清算配当率につきましては、調査委員において内容の精査を受けており、不合理なものではないとの意見をいただいております。

Q10 破産手続ではなく更生手続の中で清算することはできないのか？

A10 更生手続の中で清算することは、事業継続を内容とする計画案の作成が困難であることが明らかである場合に限り、裁判所の許可を得て可能となります（会社更生法 185 条 1 項）が、この場合、スポンサー契約は破棄され、スポンサーから資金は入ってこないこととなります。また、事業を継続するのではなく、新たな貸付を伴わない債権の回収ということになり、回収率は大きく低下することが想定されるうえ、従業員の士気の低下や解雇等により適切な債権管理が不可能となることから、破産手続と同様に債権の劣化が生じることとなります。さらに、更生会社にて回収業務を行うためには、回収のためのシステム費用や一定の店舗維持コスト等の相当過大な回収コストが必要となります。

結局、更生手続の中で清算するとしても、破産手続によるのと同様に、弁済率は相当程度低下することになると想定されます。

3. 本更生計画案の決議についてのご質問と回答

Q11 本更生計画案は、どれだけの同意があれば可決されるのか。

A11 本更生計画案に関する可決要件は、以下の通りです。

〔更生債権者の組〕

更生債権者の議決権総額の2分の1を超える議決権を有する者の同意
(過払債権者を含む一般の債権者の皆様方はこちらに該当します)

〔更生担保権者の組〕

更生担保権者の議決権総額の3分の2以上に当たる議決権を有する者の同意

なお、投票がなされない場合には法律上不同意と同様の扱いになります(Q14参照)。可決要件が満たされない場合には破産手続に移る可能性が高く、スポンサーによる支援は取り消されます。破産手続における配当(弁済)は、本更生計画案よりも相当低くなり、お支払の時期も遅くなると予想されます。

本更生計画案についてご理解を賜り、ぜひとも、同意をいただきますようお願い申し上げます。

Q12 投票はどのように行えばよいのか。

A12 更生計画案に同封している「投票用紙」の「同意」又は「不同意」欄に を記入し、同封の返信用封筒にて「更生会社株式会社武富士 管財人 小畑英一」宛に郵送する方法により提出してください。日付については、返送日をご記入下さい。

FAXでの投票は無効となります。

投票用紙はコピー不可となっていますのでご注意願います。

投票にあたっては、早期の弁済の実現のため、「弁済受領口座指定書」を投票用紙と同時に提出頂きますよう、ご協力お願いします(Q16参照)。

Q13 投票用紙に記載されている住所が違う。どのような手続が必要か。

A13 住所の変更がある場合には、印字されている住所に訂正印を押印のうえ、変更後の住所を記載してご返送ください。

Q14 投票用紙を返送するのが面倒なので、どうせ認可されるのであれば、提出しないでおこうと思うが、それでも良いか。

A14 投票用紙が返送されなければ、法律上不同意と同様の扱いになりますので、可決に必要な同意(一般の債権者は過半数)を得られず、破産手続に進んでしまう可能性が高まります。したがって、本更生計画案に沿った弁済金を受領される意思があるのであれば、その意思を適切に投票結果に反映させるため、ご面倒でも、必ず「投票用紙」の「同意」

欄に を記入いただき、同封の返信用封筒にて「更生会社株式会社武富士 管財人 小畑英一」宛に郵送する方法により提出してください。また、同時に「弁済受領口座指定書」を提出していただくことにより、可決・認可された場合に、弁済を速やかに実行することが可能となります。本更生計画案についてご理解を賜り、ぜひとも同意をいただきますようお願い申し上げます。

Q15 投票を行わなかった又は提出期間経過後に投票用紙が到着した場合はどうなるのか。また、投票用紙の記載に不備があった場合はどうなるのか。

A15 投票を行わなかった場合は、法律上不同意と同様の扱いとなります。

また、提出期間経過後に投票用紙が到着した場合及び投票用紙の記載に不備があった場合は、通常は無効として取り扱われます。

記載例を参考にいただき、投票期間内に不備記載のない投票をお願いします。

4 . 弁済についてのご質問と回答

Q16 弁済を受けるには、どうしたらよいのか。

A16 本更生計画案に同封しております「弁済受領口座指定書」に振込先を記載し、押印のうち、「投票用紙」と一緒に「更生会社株式会社武富士 管財人 小畑英一」宛に返送してください。

また、振込事務手続の円滑化のため、預金通帳の写し(口座名義、口座番号等が記載されている表紙裏の箇所など)を同封して頂きますようお願いいたします。

Q17 本更生計画案が可決されなかった場合でも、更生計画案記載の弁済額が支払われるのか。

A17 本更生計画案記載の弁済額は、本更生計画案が可決・認可された場合の金額ですので、可決されず認可されなかった場合には、本更生計画案記載の弁済額が支払われることはありません。その後、当社が破産手続に移った場合には、本更生計画案記載の弁済額よりは少ない配当になるものと予想されます。破産した場合の清算配当率は、1.92%になると想定されています(Q9 参照)。

ぜひとも、本更生計画案についてご理解を賜り、同意をいただきますようお願い申し上げます。

5. 他の債権者から提出された更生計画案に関する質問と回答

Q18 社債権者の一部は事業の全部の廃止を内容とする更生計画案を提出したが、どうして裁判所の許可を受けられなかったのか？

A18 社債権者の一部からは、事業の全部を廃止して清算をする内容の更生計画案作成の許可申立てがされました。

更生手続の中で清算することは、事業継続を内容とする計画案の作成が困難であることが明らかになった場合でなければなりません(会社更生法 185 条 1 項)。しかし、社債権者の申立内容からは、事業継続を内容とする計画案の作成が困難であることが明らかになったとは認められず、帳簿上の価額を前提とする社債権者の清算配当率の算定方法も適切でないということで、裁判所は社債権者からの上記の許可申立てを却下しました。

そのため、社債権者は事業の全部を廃止して清算する更生計画を提出することはできませんでした。

Q19 一部報道では、過払債権者の一部から 16.3%の弁済率の更生計画案を提出したとのことであるが、この計画案はなぜ決議に付されなかったのか。

A19 更生計画案が決議に付されるためには、会社更生法上、その更生計画案が「遂行可能であること」が必要とされています(会社更生法 189 条 1 項 3 号、199 条 2 項 3 号)。

過払債権者の一部が提出した計画案は、A&P 社がスポンサーとして資金を出すことを前提とした上で、創業家の親族に対して支払われた税金の還付金(約 2000 億円)などをすべて更生会社の弁済資金に含めて弁済率を計算していましたが、裁判所は、当該還付金が更生会社の資産となる法的根拠や実現可能性が明らかでなく、また、A&P 社が上記計画案に協力する現実的な見込みはないことなどを理由として、上記計画案には遂行可能性がないと判断しました。

管財人が提出した更生計画案では、旧役員に損害賠償請求の訴訟を予定しているとともに、できる限り弁済原資を確保するために、引き直し計算をした上で、過大な配当を受けた創業家などに、当該配当の返還を求めています。

<お問い合わせ先>

更生会社株式会社武富士

本社コールセンター

0 1 2 0 - 9 3 8 - 6 8 5

0 1 2 0 - 3 9 0 - 3 0 2

(受付時間 月～金(祝日除く) 午前 8:30～午後 7:00)